

特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドラインの 一部改正について

内閣府大臣官房公文書管理課

「経済財政運営と改革の基本方針 2020」（令和2年7月17日閣議決定）において、「全ての行政手続きを対象に見直しを行い、原則として書面・押印・対面を不要とし、デジタルで完結できるよう見直す。」とされ、また「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）において、「原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされている。

これらの趣旨を踏まえ、「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン」（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）の改正を行う必要がある。

<主な改正内容>

- (1) 書面による手続に電子的方法等を含むことも明確化
- (2) 別添様式例の押印を示す記述を削除

<手続>

- ・公文書管理委員会への報告後、内閣府においてガイドライン改正を決定し、令和3年1月1日施行とする予定。
- ・ガイドライン改正に合わせて、別途、各国立公文書館等において利用等規則（ガイドライン改正案規定例に則り策定した規則）を改正。改正に当たっては、事前に、公文書管理委員会への諮問、同委員会からの答申手続きを踏まえた上で、内閣総理大臣の同意が必要になる。

<今後のスケジュール（想定）>

12月15日～18日： 公文書管理委員会に諮問・同委員会から答申（持ち回り開催を予定）【内閣府】

12月21日の週： 内閣総理大臣同意【内閣府→各館】
利用等規則改正手続【各館】

令和3年1月～： 改正ガイドライン施行【内閣府】、改正利用等規則施行【各館】

※「各館」とは、外務省外交史料館を除いた国立公文書館等（15館）を指す（外務省外交史料館では、利用等規則改正にあたり、パブリックコメントを実施（12月11日～来年1月10日）するため、次回以降の公文書管理委員会に諮問する見込み。）。